

## 秋田県土木工事設計資材単価及び労務単価公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県が発注する土木工事の設計資材単価および労務単価を公表するにあたり、公表の範囲及び方法について取扱いを定めるものとします。

(設計資材単価公表の範囲)

第2条 公表の対象とする設計資材単価は、土木工事の工事に用いる資材として使用頻度が高く、秋田県が独自に市場価格(取引価格)調査を実施して定めた設計資材単価とします。

2 前項の設計資材単価について、年度当初に設定した単価及び年度途中で5%以上変動した場合、その単価を設計資材単価表により公表するものとします。

3 市場価格の変動により、設計資材単価の改定を行った場合は、追加の公表を行うものとします。

(労務単価公表の範囲)

第3条 公表の対象とする労務単価は、農林水産省、国土交通省の二省が実施する公共事業労務費調査結果に基づく公共工事設計労務単価の決定を受け、秋田県が定めた公共工事設計労務単価とし、職種の定義も併せて公表するものとします。

2 前項の労務単価は、4月期設定労務単価を労務単価表により公表するものとします。

3 前項の時期以外に労務単価の改定を行った場合は、追加の公表を行うものとします。

(公表の方法)

第4条 設計資材及び労務単価表(以下総称して「単価表」という。)の公表は、各地域振興局と総務部広報広聴課において閲覧及び貸出により行うとともに、秋田県のホームページに掲載するものとします。

2 閲覧及び貸出を行う単価表の部数は、前項の公所において2部とします。

3 単価表の閲覧又は貸出を受けようとする者は、設計資材単価表の場合は設計資材単価表閲覧者名簿又は設計資材単価表貸出申込書に、労務単価表の場合は労務単価表閲覧者名簿又は労務単価表貸出申込書に、それぞれ住所、氏名等を記入するものとします。

ただし、広報広聴課においては別に定める手続きによるものとします。

なお、単価表の貸し出しを受けた者は自己の責任において単価表を適正に管理するものとし、むやみに第三者への又貸しやコピーの提供を行ってはならないものとします。

4 閲覧等は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とし、午前9時から午後5時までとします。

5 貸し出した単価表の返却は、貸出日のうちとします。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めます。

附 則 この要領は、平成24年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。